

特別定額給付金の給付について

1 趣旨

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示されたことを受け、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計を支援するため、「特別定額給付金」が給付されます。

2 主な内容

(1) 給付対象者

- 基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者（令和2年4月27日現在79,312人）
- 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主（令和2年4月27日現在35,347世帯）

(2) 給付額

- 給付対象者1人につき10万円

(3) 給付金の申請及び給付の方法

- 給付金の申請は、郵送方式及びオンライン方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）を基本としますが、やむを得ない場合に限り窓口における申請も受け付けます。
- 給付は、原則として申請者（世帯主）の本人名義の銀行口座への振込により行いますが、銀行口座がない場合など、やむを得ない場合に限り、給付日をそれぞれ指定した上で、現金による給付を行います（重複給付の防止、「3密」をつくらないため、一定期間を要します。）。

(4) 受付及び給付開始日

- 申請書の発送は、令和2年5月7日を予定しています。
- 受付開始は、5月8日からを予定しています。5月中の可能な限り迅速な支給開始を目指すものとします。
- 申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内となります。

(5) スケジュール

- ・ 5月 7日 全世帯に申請書発送予定
- ・ 5月 8日 申請受付開始予定
- ・ 5月15日 給付開始予定
- ・ 8月 7日 申請受付終了予定

担当者 企画部企画調整課長
利根川 忠宏
連絡先 TEL042-973-3323